

# 愛知学院大学商学会会則

第1条 本会は愛知学院大学商学会と称する。

第2条 本会の事務所は愛知学院大学商学部に置く。

第3条 本会は、本大学設立の趣旨に則り、商学に関する研究発表を通じ、学問の水準を維持、向上せしめ、社会一般に寄与することを目的とする。

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 正会員 商学部専任教員
- 2 準会員 商学部及び大学院商学研究科在籍学生
- 3 賛助会員 商学部卒業生、大学院商学研究科修了生、及び本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 愛知学院大学論叢「商学研究」の刊行
- 2 研究会、講演会、及び討論会の開催
- 3 その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第6条 愛知学院大学論叢「商学研究」は、毎年4回これを刊行し、会員に配布する。

第7条 本会は次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 委員 若干名
- 3 監事 若干名

会長は学長これを委嘱する。

委員及び監事は正会員の互選により会長が委嘱する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

役員は、役員会を構成し、本会の企画運営にあたる。

第9条 会長は、役員会を招集し、その長となる。

第10条 会長は、本会の会務執行のため必要ある時は実行委員を委嘱することがある。

第11条 会員は、毎年度始めにおいて会費を納付する。新入会員は入会金を納付するものとする。

第12条 本会の運営費は会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金又は有志からの寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

第14条 本会会則の改訂は役員会において行う。

附則 この会則は昭和33年10月1日より施行する。

この会則は平成2年4月1日より施行する。

愛知学院大学商学会正会員 (50音順)

青 木 均 秋 本 昌 士 伊 藤 德 正 ○内 田 滋  
岡 田 義 昭 尾 碯 眞 笠 置 剛 梶 浦 雅 己  
○佐 藤 倫 正 志 野 澄 人 ◎城 隆 田 畑 康 人  
中 澤 優 介 中 野 健 秀 中 山 重 穂 吉 田 聡  
脇 田 弘 久

(◎=会長 ○=委員)